

## 産業廃棄物の処分業務委託仕様書

この仕様書は、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の処分業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 市川市終末処理場産業廃棄物（汚泥）処分業務委託（その5）
- 2 業務目的 本業務は、市川市終末処理場から事業活動によって排出される産業廃棄物を、適切に処分することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市東菅野2丁目23番1号
- 4 委託期間 令和8年7月1日～令和9年3月31日
- 5 産業廃棄物の種類及び数量  
委託者が処分を委託する産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。  
種類 汚泥（脱水ケーキ）  
予定数量 1,000t
- 6 処分の場所の所在地  
契約締結時に記載
- 7 業務内容
  - (1) 受託者は、市川市終末処理場から収集した廃棄物データシート（別紙.3）、廃棄物情報（別紙.4）に示す産業廃棄物（汚泥）を多少にかかわらず全量を適切に処分するものとする。なお、委託された廃棄物を可能な限り再資源化し、最終処分量の削減に努めること。  
受託者は、市川市終末処理場からの産業廃棄物の処分に当たっては、施設利用者に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。
  - (2) 産業廃棄物の処分の方法
    - ア) 処分に当たっては、飛散流出しないようにすること。
    - イ) 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
    - ウ) 処分のための施設は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
    - エ) 廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、

環境大臣が定める方法により焼却すること。

オ) 産業廃棄物の熱分解(物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。)を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備(熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。)を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

カ) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合

① 積み替えについては、破損しない方法により、かつ、その他の物と混合しないよう区分し、その他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じること。

② 処分については、石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれをなくする方法として、環境大臣が定める方法により行うこと。

キ) その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項は、特記仕様書によるものとする。

### (3) 事業の透明性について

受託者は、「5.産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物について、別紙5に定める事業の透明性に係る情報を業務開始前に委託者に提出すること。ただし、やむを得ない理由により提出できない情報がある場合は、当該情報を提出できない理由を書面等により、委託者へ説明し、承諾を得ること。なお、優良認定を受けている産業廃棄物処理業者の提出は不要とする。

## 8 廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

(2) 通常の保管状態における腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状に関する事項

(3) 他の産業廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項

(4) 日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示に関する事項

次に掲げる産業廃棄物であって日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示が付されている場合には、当該含有マークの表示に関する事項(貼付されている旨)

廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機(平成18年7月1日以降に製造されたものに限る。)

(5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨

(6) その他取り扱う際に注意すべき事項

## 9 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

- (1) 処分終了時にあっては、マニフェスト D 票を委託者に送付するものとする。
- (2) 最終処分終了時にあっては、マニフェスト E 票を委託者に送付するものとする。
- (3) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の定めによるほか、特記仕様書によるものとする。

## 10 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (3) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (4) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

## 11 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、業務終了後、委託期限までに完了届(様式1)を委託者に提出するものとする。また、毎月の業務終了後、速やかに業務完了報告書(様式2)を委託者に提出するものとする。

また、環境負荷低減を目的として、再生利用実績報告書(様式3)を提出すること。

## 12 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の処分業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の処分の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

## 13 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

#### 14 添付書類

「産業廃棄物の処分業務委託特記仕様書」を本委託仕様書の添付書類とする。

#### 15 その他

- (1) 当該産業廃棄物を処分するための許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (8) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (10) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

## 産業廃棄物の処分業務委託特記仕様書

この仕様書は、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の処分業務に関して受託者が当該業務を履行するために特に必要な事項を定めるものとする。

1 件名 市川市終末処理場産業廃棄物（汚泥）処分業務委託（その5）

### 2 業務体制

(1) 受託者は、受託者が汚泥の受入れ施設及び処理施設の点検整備等がある場合、当該業務委託の実施にあたり委託者の汚泥搬出に支障が生じないように事前に計画書を委託者に提出すること。

(2) 市川市終末処理場内汚泥処理施設からの搬出

ア) 搬出日は、委託期間（12月31日、1月1日、1月2日を除く）のうち委託者が指定する日とする。（原則として、土曜日、日曜日、祝日も汚泥を受け入れること。）

イ) 搬出する量および時間については下記のとおりとする。

搬出時間は7時00分から16時までとする。

搬出車両は原則1台/日とし、車両への積載量は最大10t/台とする。

(3) 委託者の事情により時間の変更及び台数の増減があった場合でも、受託者は汚泥を受入れるものとする。

### 3 受託者の条件

(1) 委託期間中において、当該産業廃棄物を処分するための許可を都道府県から得ていること。

(2) 委託者の所在地から直線距離にしておおむね100km圏内であること。

### 4 収集・運搬事業者との連携

受託者は、汚泥の搬入経路、汚泥の受入れ場所、受入れ時間、搬入手順およびセキュリティー等について、お互い疑義のないように協議を実施すること。

なお、問題が生じた際には、双方で協議の上解決すること。

### 5. 計量測定機器

受託者は計量測定機器について、計量法第23条の規定に基づいて定期検査を行い、その検査合格証明書（写し可）を委託者に提出すること。

## 6. 産業廃棄物管理票

産業廃棄物管理票 A 票には、「10 t 車 1 台」等と表示するため、受託者の計量測定機器等により重量が確定した際に、B 票以降に重量（kg 単位、測定値をそのまま記載すること）および測定場所（事業者名）を記載（転写）すること。

ただし、前述の事項が明示されている計量伝票（納品書・計量票等）を産業廃棄物管理票裏面に見えやすいように添付する場合は、重量の記載のみとすることができるものとする。なお、計量伝票の添付については、D 票裏面上部中央に配し、記載事項が見えるようステープル針で D 票に固定するものとする。

当月分の最初のマニフェストを返送する際には、マニフェスト用フラットファイルの表紙および背表紙に「〇〇（元号）〇年度 〇月分市川市マニフェスト」と記載して当月分の最初のマニフェストを綴り提出すること。

## 7. 事故報告等

- (1) 事故が発生した際は、迅速に委託者に通報すること。また、30日以内に詳細について報告書をまとめて委託者に提出すること。
- (2) 収集・運搬業者との間に問題が生じた際は、当該事実について迅速に委託者に報告すること。また、双方の協議により解決した事項について解決後、遅滞無く報告書をまとめて委託者に提出すること。
- (3) 不測の事由等により、本委託契約業務の実施について支障が生じたとき、または生じる恐れがあるときは、速やかに委託者に報告すること。

## 8. 提出書類一覧

### (1) 着手時

契約後 10 日以内に以下を提出する。

- ① 着手届
- ② 履行計画書

(A4 フラットファイルに以下をつづり提出、ファイルの表紙等については図 1 参照)

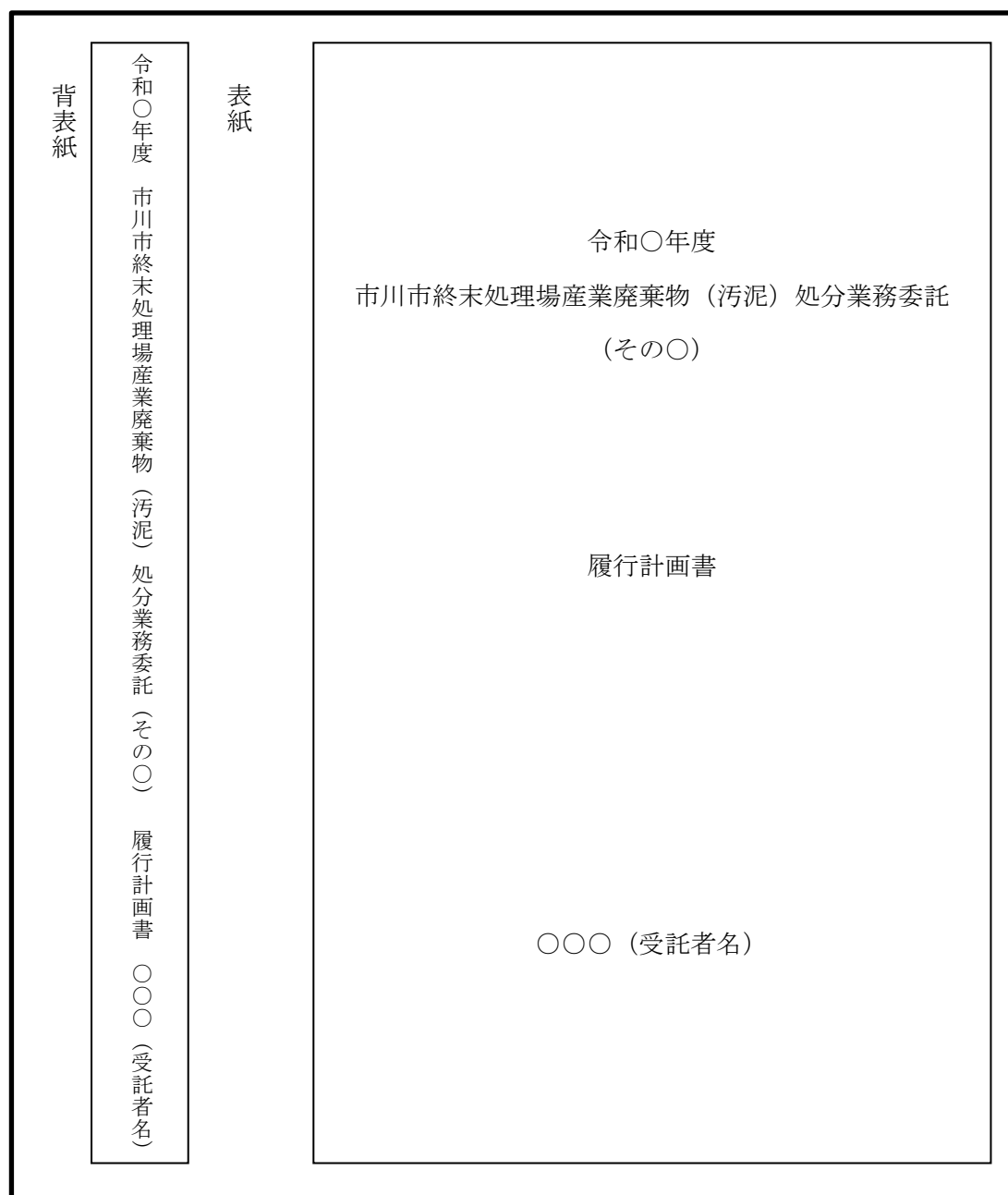
- ・ 計量証明書（写し）
- ・ 緊急時連絡体制表
- ・ 施設年間稼動状況（予定）
- ・ 処分場案内図

(2) 完了時

- ①業務完了報告書(様式2) (毎月の業務完了時)
- ②完了届 (様式1)
- ③再生利用実績報告書 (様式3)

9. 添付資料

- 別紙.1 市川市終末処理場 場内案内図
- 別紙.2 汚泥搬出場所 案内図
- 別紙.3 廃棄物データシート
- 別紙.4 廃棄物情報
- 別紙.5 事業の透明性に係る情報項目
- 別紙.6 処分場 案内図
- 別紙.7 処分業許可証
- 別紙.8 最終処分場について



# 完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） \_\_\_\_\_

2. 施行（納入）場所 \_\_\_\_\_

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

## 業務完了報告書(第 期支払分)

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名

印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務(事業名) \_\_\_\_\_
2. 施行(納入)場所 \_\_\_\_\_
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 支払期委託金額 金 \_\_\_\_\_ 円
5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで
6. 支払期業務期間に  
おける完了年月日 令和 年 月 日
7. 作業報告 別紙、作業報告書のとおり

## 産業廃棄物 再生利用実績報告書

報告日

委託名

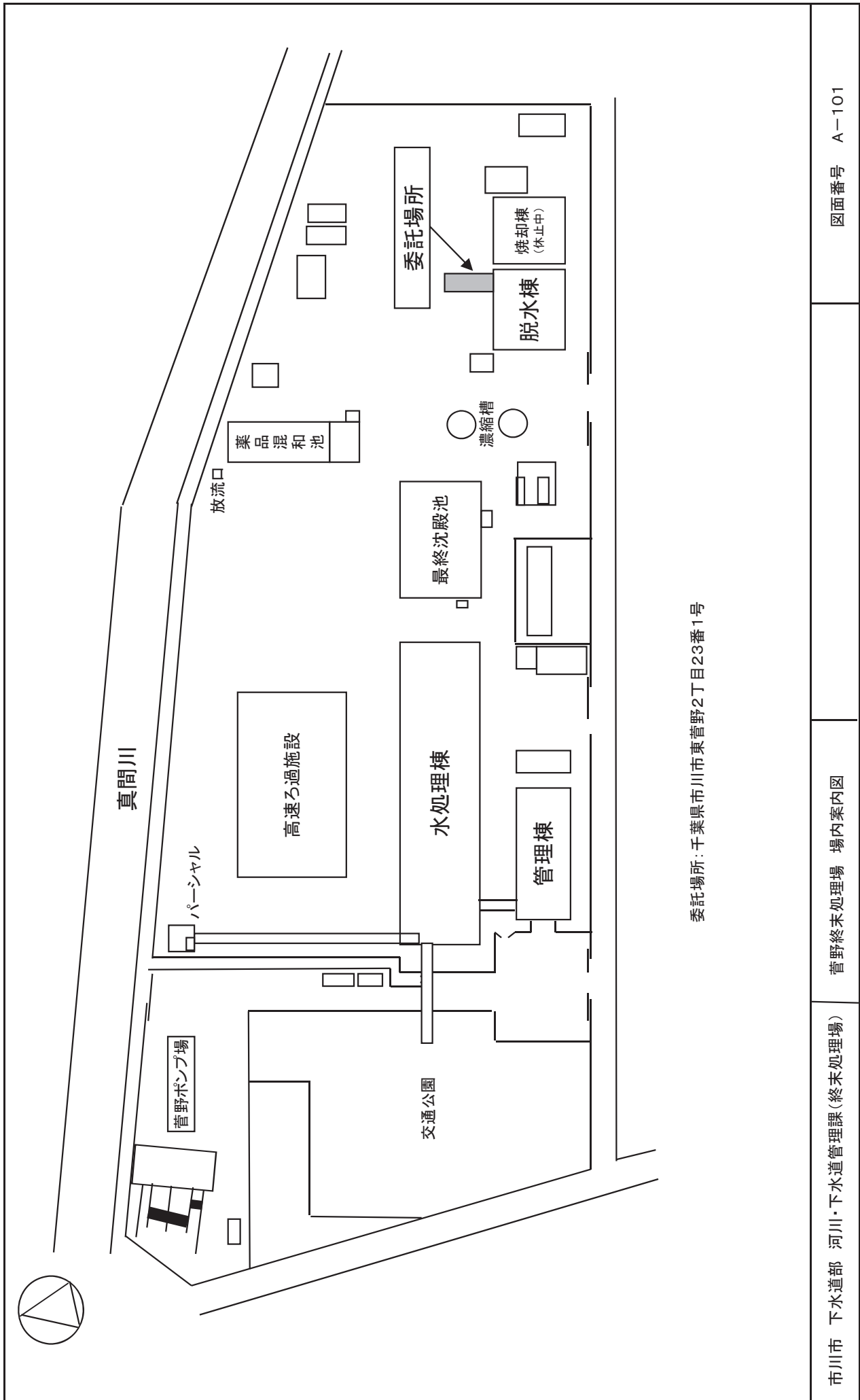
契約期間

処理業者

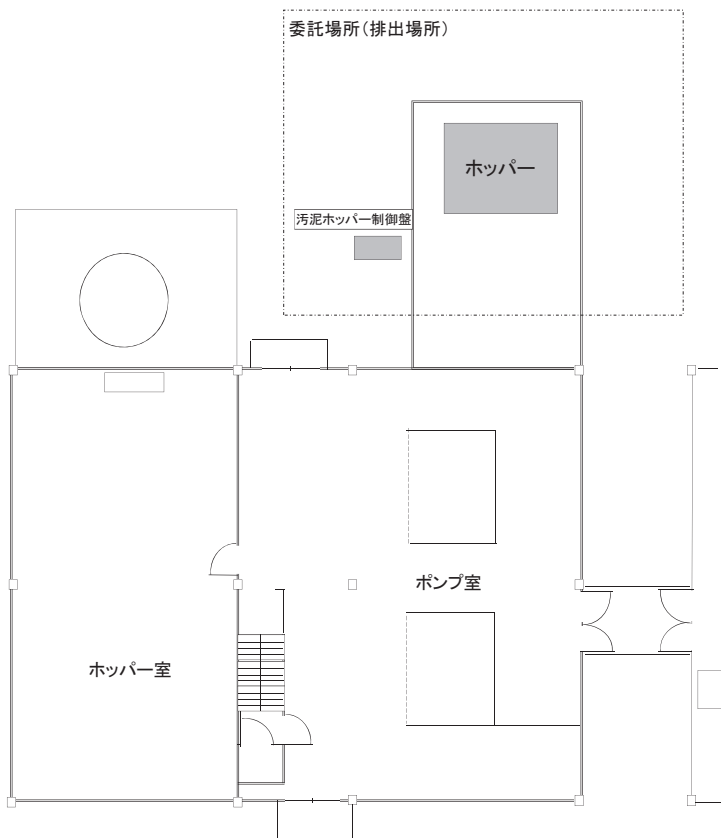
処理施設名称

## 再生利用実施状況

廃棄物の種類	受入量 (t)	再生利用量 (t)	残渣・最終処分量 (t)	再生利用率 (%)	再生利用の手法
合計	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	



委託場所: 千葉県市川市東菅野2丁目23番1号



脱水棟(1階)

< 表面 >

### 廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年3月25日		記入者 吉川 雅史																												
2	排出事業者の名称等	名称	市川市	所属	下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場																											
		所在地	〒 272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号	担当者	吉川	TEL 047-325-0144 FAX 047-325-0145																										
3	廃棄物の名称	脱水汚泥																														
4	<input type="checkbox"/> 工程図等添付 廃棄物の発生工程	下水処理(標準活性汚泥法)																														
5	廃棄物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物  <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)																														
		特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	<table border="0"> <tr> <td>( ) アルキル水銀</td> <td>( ) トリクロロエチレン</td> <td>( ) 1,3-ジクロロプロペン</td> </tr> <tr> <td>( ) 水銀又はその化合物</td> <td>( ) テトラクロロエチレン</td> <td>( ) チウラム</td> </tr> <tr> <td>( ) カドミウム又はその化合物</td> <td>( ) ジクロロメタン</td> <td>( ) シマジン</td> </tr> <tr> <td>( ) 鉛又はその化合物</td> <td>( ) 四塩化炭素</td> <td>( ) チオベンカルブ*</td> </tr> <tr> <td>( ) 有機燐化合物</td> <td>( ) 1,2-ジクロロエタン</td> <td>( ) ベンゼン</td> </tr> <tr> <td>( ) 六価クロム化合物</td> <td>( ) 1,1-ジクロロエチレン</td> <td>( ) セレン</td> </tr> <tr> <td>( ) 砒素又はその化合物</td> <td>( ) シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>( ) ダイオキシン類</td> </tr> <tr> <td>( ) シアン化合物</td> <td>( ) 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>( ) 1,4-ジオキサン</td> </tr> <tr> <td>( ) PCB</td> <td>( ) 1,1,2-トリクロロエタン</td> <td></td> </tr> </table>					( ) アルキル水銀	( ) トリクロロエチレン	( ) 1,3-ジクロロプロペン	( ) 水銀又はその化合物	( ) テトラクロロエチレン	( ) チウラム	( ) カドミウム又はその化合物	( ) ジクロロメタン	( ) シマジン	( ) 鉛又はその化合物	( ) 四塩化炭素	( ) チオベンカルブ*	( ) 有機燐化合物	( ) 1,2-ジクロロエタン	( ) ベンゼン	( ) 六価クロム化合物	( ) 1,1-ジクロロエチレン	( ) セレン	( ) 砒素又はその化合物	( ) シス-1,2-ジクロロエチレン	( ) ダイオキシン類	( ) シアン化合物	( ) 1,1,1-トリクロロエタン	( ) 1,4-ジオキサン	( ) PCB
( ) アルキル水銀	( ) トリクロロエチレン	( ) 1,3-ジクロロプロペン																														
( ) 水銀又はその化合物	( ) テトラクロロエチレン	( ) チウラム																														
( ) カドミウム又はその化合物	( ) ジクロロメタン	( ) シマジン																														
( ) 鉛又はその化合物	( ) 四塩化炭素	( ) チオベンカルブ*																														
( ) 有機燐化合物	( ) 1,2-ジクロロエタン	( ) ベンゼン																														
( ) 六価クロム化合物	( ) 1,1-ジクロロエチレン	( ) セレン																														
( ) 砒素又はその化合物	( ) シス-1,2-ジクロロエチレン	( ) ダイオキシン類																														
( ) シアン化合物	( ) 1,1,1-トリクロロエタン	( ) 1,4-ジオキサン																														
( ) PCB	( ) 1,1,2-トリクロロエタン																															
7	廃棄物の組成・成分情報  <input type="checkbox"/> 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号																												
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	<input type="checkbox"/> その他主要成分																														
		<table border="0"> <tr> <td>( ) 硫黄</td> <td>( ) 塩素</td> <td>( ) 臭素</td> </tr> <tr> <td>( ) ヨウ素</td> <td>( ) フッ素</td> <td>( ) 炭酸</td> </tr> <tr> <td>( ) 硝酸</td> <td>( ) 亜鉛</td> <td>( ) ニッケル</td> </tr> <tr> <td>( ) 銅</td> <td>( ) アルミ</td> <td>( ) アンモニア</td> </tr> <tr> <td>( ) ホウ素</td> <td>( ) アンチモン</td> <td>( ) その他 ( )</td> </tr> </table>						( ) 硫黄	( ) 塩素	( ) 臭素	( ) ヨウ素	( ) フッ素	( ) 炭酸	( ) 硝酸	( ) 亜鉛	( ) ニッケル	( ) 銅	( ) アルミ	( ) アンモニア	( ) ホウ素	( ) アンチモン	( ) その他 ( )										
( ) 硫黄	( ) 塩素	( ) 臭素																														
( ) ヨウ素	( ) フッ素	( ) 炭酸																														
( ) 硝酸	( ) 亜鉛	( ) ニッケル																														
( ) 銅	( ) アルミ	( ) アンモニア																														
( ) ホウ素	( ) アンチモン	( ) その他 ( )																														



# 分析結果報告書

報告番号 FAB2511051-001(1/2)

発行日 2025年12月1日

市川市長 田中 甲 様

試料名	市川市終末処理場水質及び脱水ケーキ 検査業務委託(その2) 脱水ケーキ 含有
受付年月日	2025年11月5日
試料の由来	自社採取(大友・高橋)

貴依頼による分析の結果を次の通り報告します。

分析の対象	単位	分析の結果	定量下限値	分析方法
カドミウム	mg/kg	0.3	0.1	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.1.3
全シアン	mg/kg	0.5未満	0.5	平成24年8月底質調査法Ⅱ4.11.1
有機化合物	mg/kg	0.5未満	0.5	JIS K 0102-4 7.2.1及び7.2.3準拠
鉛	mg/kg	6	1	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.2.3
六価クロム	mg/kg	0.5未満	0.5	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.12.3
砒素	mg/kg	1.8	0.5	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.9.3
総水銀	mg/kg	0.01未満	0.01	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.14.1.2
アルキル水銀	mg/kg	0.01未満	0.01	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.14.2.1
PCB	mg/kg	0.01未満	0.01	平成24年8月底質調査法Ⅱ6.4.2
トリクロロエチレン	mg/kg	0.01未満	0.01	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
テトラクロロエチレン	mg/kg	0.005未満	0.005	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
ジクロロメタン	mg/kg	0.02未満	0.02	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
四塩化炭素	mg/kg	0.001未満	0.001	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
1,2-ジクロロエタン	mg/kg	0.004未満	0.004	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/kg	0.02未満	0.02	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/kg	0.02未満	0.02	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/kg	0.005未満	0.005	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/kg	0.006未満	0.006	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/kg	0.002未満	0.002	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2

## 【備考】

単位の「%」表記は質量百分率である。

分析の結果は含水率の位を除き乾試料での値を示す。

採取年月日	2025年11月5日
採取時刻	***
気温	***
水温	***
その他	曇



# 分析結果報告書

発行年月日

2025年12月1日

発行番号

FN2511107-001-0

市川市長 田中 甲 様

貴依頼による濃度に係る分析の結果を次の通り証明します。

件名：市川市終末処理場水質及び脱水ケーキ検査業務委託（その2）

試料の由来：自社採取

試料採取日：2025年11月5日

分析実施日又は期間：2025年11月28日

試料名	分析の対象	分析の結果	分析方法
脱水ケーキ	汚泥中の ダイオキシン類	実測濃度 0.55 ng/g-dry	特別管理一般廃棄物及び特別 管理産業廃棄物に係る基準の 検定方法平成4年厚生省告示 第192号 別表第一
		毒性当量 0.000034 ng-TEQ/g-dry	
(摘要) ・毒性等価係数はWHO/IPCS(2006)のTEFを用いた。 ・分析結果について、乾燥試料当たりの濃度で表示した。 ・試料における定量下限値及び検出下限値は、表2に記載する。 ・分析結果は当該試料についてのみ適用され、当該試料の母集団を保証もしくは認証するものではない。			
(試料採取情報等) ・採取時刻：11時30分			
外注をした工程	外注事業者名	外注事業者の住所	

許可なく報告書の一部を複製して使用することはご遠慮ください。

# 廃棄物情報

別紙.4

廃棄物の名称

汚泥(脱水ケーキ)

排出事業者	名称	市川市	電話	047-325-0144	FAX	047-325-0145
	住所	〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号	部課名	下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場	作成者	/
排出場所	市川市東菅野2丁目23番1号					
廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラスチック <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラス・コンクリート・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 鉱さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 特別管理廃棄物 <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃PCB等 <input type="checkbox"/> 有害物質 <input type="checkbox"/> その他( )					
関連法規	<input type="checkbox"/> 危険物(類 石) <input type="checkbox"/> 特化物 <input type="checkbox"/> 有機溶剤 <input type="checkbox"/> 毒劇物 <input type="checkbox"/> 悪臭物					
提出資料	<input type="checkbox"/> サンプル( ) <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 分析成績書 <input type="checkbox"/> その他( )					
廃棄物形状	<input type="checkbox"/> 液状(バーナー噴霧可) <input type="checkbox"/> 液状残さ固着(固液分離) <input checked="" type="checkbox"/> 泥状(流動性無) <input type="checkbox"/> 塊状・固化状 <input type="checkbox"/> 粘液状(ポンプアップ可) <input type="checkbox"/> スラリー状(固液懸濁) <input type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 成形品( ) <input type="checkbox"/> 水アメ状(高粘度) <input type="checkbox"/> 泥状(流動性有) <input type="checkbox"/> 粒状 <input type="checkbox"/> その他( )					
廃棄物特性	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 有害物質生成 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> 混合危険性 <input type="checkbox"/> 臭気刺激性 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 刺激性はないが臭気あり )					
荷姿・容量	ドラム缶	<input type="checkbox"/> 標準ドラム <input type="checkbox"/> ケミカルドラム <input type="checkbox"/> オープンドラム蓋付 <input type="checkbox"/> オープンドラム蓋無				
	金属缶	<input type="checkbox"/> プリキ缶(一斗缶) <input type="checkbox"/> ベール缶 <input type="checkbox"/> オープンタイプベール缶 <input type="checkbox"/> その他( )				
	プラスチック容器	<input type="checkbox"/> ポリ缶 <input type="checkbox"/> ポリドラム <input type="checkbox"/> ポリ袋 <input type="checkbox"/> その他( )				
	ガラス容器	<input type="checkbox"/> ビン <input type="checkbox"/> その他( )				
	紙容器	<input type="checkbox"/> ペーパードラム <input type="checkbox"/> ダンボール箱 <input type="checkbox"/> 紙袋 <input type="checkbox"/> その他( )				
	その他	<input type="checkbox"/> フレコン <input type="checkbox"/> パレット積 <input type="checkbox"/> パラ <input type="checkbox"/> 耐圧容器 <input type="checkbox"/> 専用容器 <input checked="" type="checkbox"/> 専用車両 <input type="checkbox"/> その他( )				
	容器の状態	( 10 ) kg <input checked="" type="checkbox"/> t ㎥・m <sup>3</sup>				
容器の状態	<input checked="" type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 変形 ※ ドラム缶の過充填は防止して下さい。(上部10cmは空けておいて下さい) 容器は収集・運搬上安全な状態のものでお願いします。 <input type="checkbox"/> 処理業者専用容器					
空容器の処理	<input type="checkbox"/> 排出事業者への容器返却要 <input type="checkbox"/> 処理業者処分					
収集運搬	収集運搬方法	<input type="checkbox"/> 排出事業者持ち込み <input type="checkbox"/> 処理業者引き取り				
	車種	<input type="checkbox"/> ダンプ <input type="checkbox"/> トラック <input checked="" type="checkbox"/> 脱着装置付コンテナ車 <input type="checkbox"/> パッカー車 <input type="checkbox"/> クレーン付トラック <input type="checkbox"/> パワーゲート車 <input type="checkbox"/> タンクローリー <input type="checkbox"/> バキューム車 <input checked="" type="checkbox"/> その他(コンテナ車)				
	最大積載量	( 10 ) <input checked="" type="checkbox"/> t ㎥・m <sup>3</sup>				
依頼数量	スポット	( ) kg・t・㎥・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個・車・式				
	継続	( 10 ) kg・t・㎥・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個・車・式 / 年・月・週・日				
従来処理方法						

## 事業の透明性に係る情報項目

	情報項目	適用		備考
		収集 運搬	処分	
1	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○	中間処理施設、最終処分場について作成
2	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程		○	中間処理施設、最終処分場について作成
3	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○		産業廃棄物の種類ごと
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○	産業廃棄物の種類ごと
4	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		○	焼却・廃石綿等溶融・PCB処理、最終処分の場合
5	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		○	焼却の場合

- ・「5. 産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物が対象
- ・詳細については、「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル（改訂令和2年10月）環境省」を参照すること。